

松山市の食の安全確保の取り組みについて

【基本方針】

1. 積極的な情報の収集及び提供

市民への積極的な情報提供と普及啓発

収集した情報の整理、分析、評価を行い講習会等やホームページ等を利用し情報の提供や食品衛生知識の普及啓発を実施する。

市民の意向の施策への反映

消費者、事業者の参加による意見交換会の開催やアンケート調査により意見を求める。

2. 監視指導の強化

製造、流通、販売における監視指導の充実

大量調理施設、食品製造施設に対し、食品衛生法に基づく監視指導の強化を図る。

流通販売においては、保存温度、期限等食品の特性に応じた監視指導に努める。

適正表示の指導

関係機関との連携を図り、製造から販売にいたる各段階において食品衛生法を中心に他の関係法令(J A S 法等)も含めた幅広い監視に努める。

3. 試験検査の充実

国産品における検査体制の充実

消費者の要望、過去のデータ、最新の情報に基づき重点品目を選定するなど検査の充実を図る。

輸入食品における検査の充実

市内に流通する輸入食品に対し、国が実施する検査とは別に、市独自に品目の選定を行い残留農薬、添加物等の検査を実施しその安全性を確認する。

4. 関係機関との連携強化

国、県及び市内食品関係部署との連携強化

広域的に流通、生産される食品及び市では管轄していない法令に対応するため国、愛媛県等と緊密な連携体制を確立する。

市市内食品関係部署との間において迅速な情報交換等を図り生産から消費まで食の安全確保を図る。

5. 15年度の主な取り組み

積極的な情報の収集及び提供

- ・ 消費者（784名）、事業者（約700名）アンケート調査の実施
- ・ 消費者、事業者等との意見交換会の実施（11月）

監視指導の強化

- ・ アンケート調査結果等を考慮し16年度監視計画の作成公表

関係機関との連携強化

- ・ 松山市役所内における連携強化（松山市食の安全推進協議会の発足）
- ・ 愛媛県との連携強化（えひめ食の安全・安心推進本部との情報の交換）
- ・ 農林水産省との連携強化（愛媛農政事務所との情報交換）

6. 16年度の主な取り組み

積極的な情報の交流

- ・ 食の情報提供システムの構築（H16年度においては愛媛県のシステムを利用促進）
- ・ 意見交換会の開催（消費者、食品等事業者）
- ・ 松山市食の安全フォーラムの開催（年1回）
- ・ 食の安全に関するアンケート調査（消費者、事業者）
- ・ 食中毒注意報の発令（愛媛県との共催）
- ・ 平成16年度監視指導実施状況及び収去検査結果の公表

監視・指導の充実強化

- ・ 適切な業種別監視指導回数策定のための情報収集(継続時におけるアンケート調査：5年計画)
- ・ 平成16年度監視指導計画に基づいた監視回数の目標達成方法の構築(継続時監視の方法の構築)
- ・ 食の安全合同監視（食品衛生法・薬事等）の開催
- ・ 食品等事業者による自主管理の推進（パソレット等による啓発活動の推進）
- ・ H17監視指導計画の策定

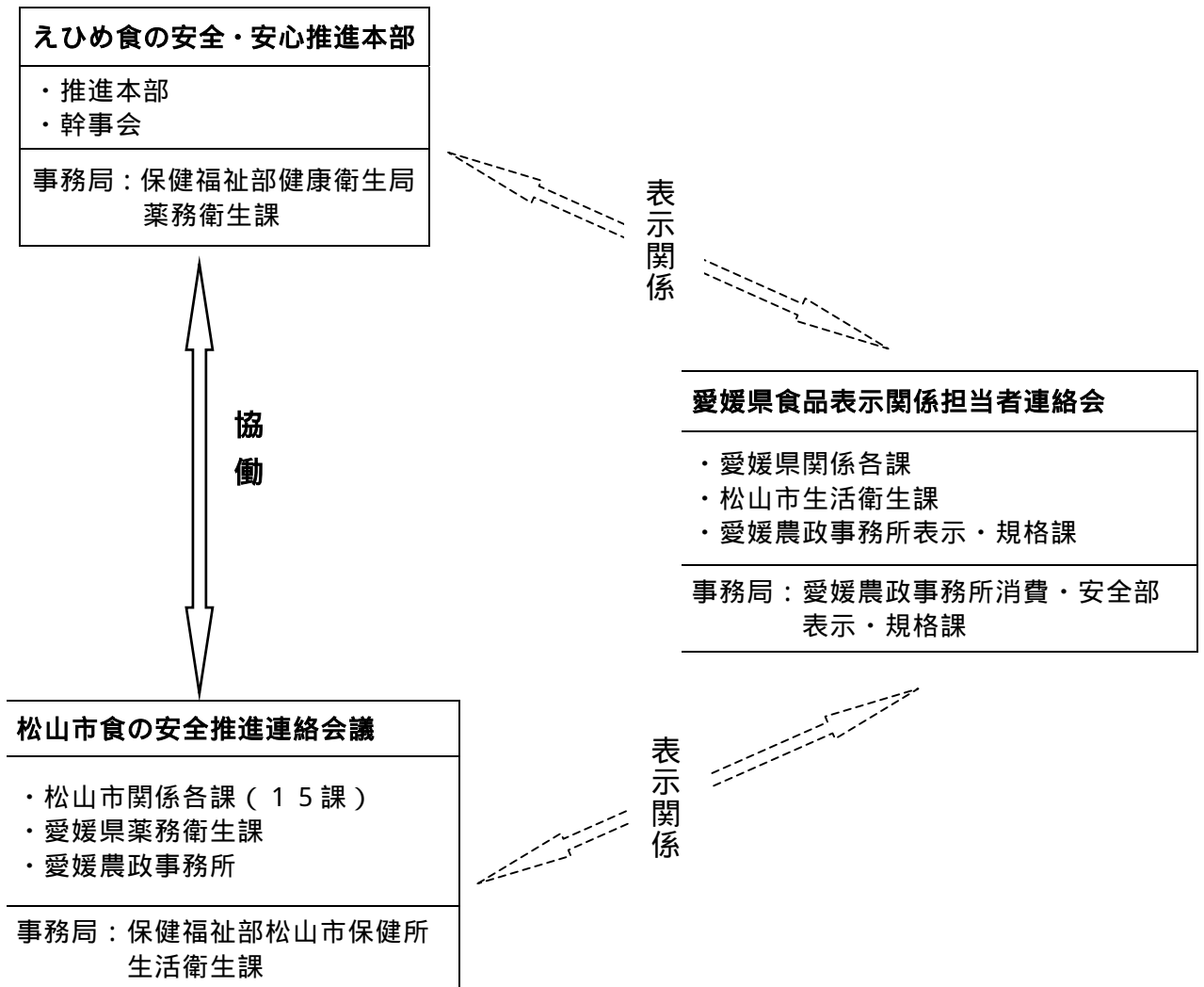
試験検査の充実

- ・ 輸入食品収去検査件数の強化
- ・ 残留農薬・動物医薬品検査の強化
- ・ ウイルス検査実施の検討

関係機関・団体との連携強化

- ・ 松山市役所内における連携強化（松山市食の安全推進協議会の開催）
- ・ 行動計画に基づいた関係各課における対応事業計画の構築
- ・ 愛媛県との連携強化(えひめ食の安全・安心推進本部参加における情報の交換)
- ・ 農林水産省との連携強化（愛媛農政事務所主催消費者等懇談会への参加、JAS法に基づく教示）

食品安全に係る会議等の体制図



松山市食の安全推進連絡会議

市民部、保健福祉部、産業経済部、教育委員会の15課長で組織

- (1)食の安全に関する施策の連絡調整に関すること
- (2)食の安全に関する情報の収集、交換に関すること
- (3)消費者、生産者、製造や及び流通業者・販売者等への情報提供に関すること
- (4)その他食の安全確保に関し必要な事項に関すること

愛媛農政事務所

- ・ J A S 法に関すること
- ・ 食品の安全性に関すること
- ・ リスク管理に関すること
- ・ 消費者行政に関すること
- ・ 消費者相談に関すること
- ・ 食育推進に関すること

愛媛県薬務衛生課

- ・ 食品衛生に関すること
- ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること
- ・ と畜場法に関すること

松山市食の安全推進連絡会議設置要領

(目的)

第1条 生産から消費に至る食の安全確保を推進するとともに、食品関係行政機関等の情報交換及び連携の促進を図るため、「松山市食の安全推進連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について会議を開催し協議する。

- (1)食の安全に関する施策の連絡調整に関すること
- (2)食の安全に関する情報の収集、交換に関すること
- (3)消費者、生産者、製造や及び流通業者・販売者等への情報提供に関すること
- (4)その他食の安全性確保に関し必要な事項に関すること

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって構成し、議長及び副議長を置く。

- (1) 市民参画まちづくり課長
- (2) 保健福祉政策課長
- (3) 高齢福祉課長
- (4) 障害福祉課長
- (5) 児童福祉課長
- (6) 医事薬事課長
- (7) 地域保健課長
- (8) 生活衛生課長
- (9) 衛生検査課長
- (10) 農林水産課長
- (11) 農業指導センター所長
- (12) 中央市場課長
- (13) 水産市場課長
- (14) 学校教育課長
- (15) スポーツ・健康教育課長
- (16) 愛媛農政事務所消費生活課長
- (17) 愛媛県薬務衛生課長

2 前項の構成員が必要と認めるときは、連絡会議の構成員を追加することができる。

(議長及び副議長の職務)

第4条 議長は、生活衛生課長をもって充て、連絡会議を主宰する。

2 副議長は、農林水産課長をもって充て、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

(連絡会議)

第5条 連絡会議は、議長が召集する。

(関係者の出席要請等)

第6条 議長は、連絡会議が必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は生活衛生課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

松山市食の安全推進連絡会議の構成

所属		所掌事務	
松山市	市民部	市民参画まちづくり課 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者啓発及び教育に関する事 ・消費者団体の育成及び指導に関する事 ・消費生活モニターの運営に関する事 ・消費生活相談及び苦情の処理に関する事 ・家庭用品，消費生活製品の表示監視及び電気用品販売事業所の立入検査に関する事 	
	保健福祉部	保健福祉政策課 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の認可及び指導監督等に関する事 ・社会福祉事業(社会福祉施設を設置するものを含む。)に係る許可，指導監督等に関する事 	
		福祉事務所	高齢福祉課 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所内の連絡調整に関する事 ・高齢化対策に関する事 ・老人福祉に関する事 ・老人保健法に基づく医療等に関する事 ・高齢クラブに関する事 ・総合福祉センターに関する事 ・老人福祉センターに関する事
			障害福祉課 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉に関する事 ・知的障害者福祉に関する事 ・支援費制度に関する事 ・身体障害者福祉センターに関する事 ・知的障害児通園施設ひまわり園に関する事
			児童福祉課 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉に関する事 ・児童厚生施設に関する事
		保健所	医事薬事課 <ul style="list-style-type: none"> ・医事及び薬事に関する事
			生活衛生課 <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生に関する事 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事
			地域保健課 <ul style="list-style-type: none"> ・栄養指導に関する事 ・健康増進法に基づく栄養表示等に関する事 ・集団給食施設の指導に関する事 ・感染症対策に関する事
			衛生検査課 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症又は食中毒の検査に関する事 ・飲料水等の水質検査に関する事 ・食品衛生検査に関する事
	産業経済部	農林水産課 <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の振興に関する事 ・農林水産業経営の改善に関する事 ・農林水産業団体に関する事 ・農作物の病害虫防除に関する事 	
		農業指導センター <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の研究、指導に関する事 ・農業経営改善の指導に関する事 ・農業後継者の育成に関する事 ・農家生活改善の研究、指導に関する事 	
		中央市場課 <ul style="list-style-type: none"> ・青果関係業者の許可及び指導監督等に関する事 	
		水産市場課 <ul style="list-style-type: none"> ・水産関係業者の許可及び指導監督等に関する事 	
	教育委員会	学校教育課 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の管理運営の指導に関する事 ・幼稚園教育に関する事 	
		ｽｰｯ・健康教育課 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食共同調理場に関する事 ・学校における食の安全に関する事 	

食の安全に関するアンケート集計結果（抜粋）

【実施方法及び実施期間】

実施方法

別紙アンケート（消費者用、事業者用）を使用して実施

実施対象者及び実施期間

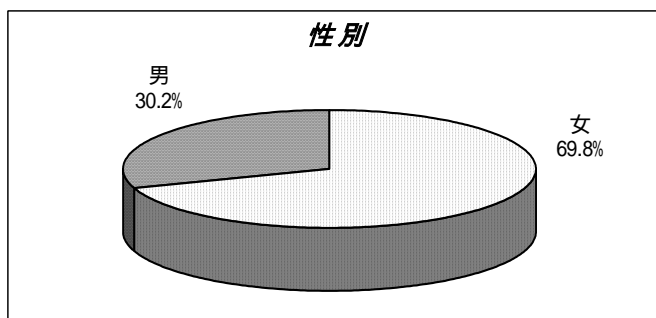
1）消費者：総計784名、平成15年11月22～27日

2）食品等事業者：総計503名、平成15年11月28日

平成16年1月14～20日、平成16年2月5～20日

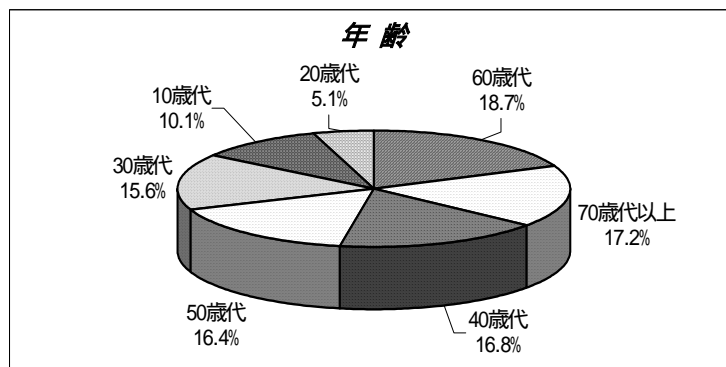
結果（消費者のみ抜粋）

1．あなたの性別は、どちらですか。



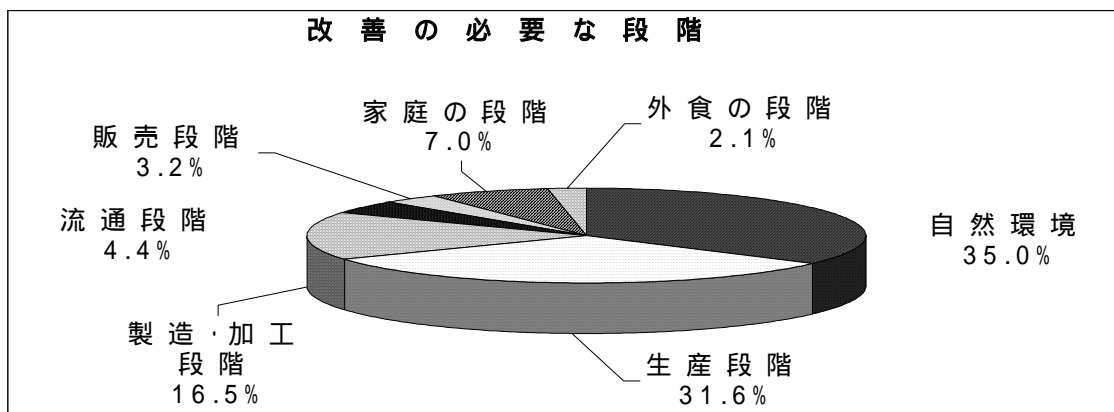
アンケートを実施した消費者の内訳は「男性」236名（30.2%）、「女性」545名（69.8%）であった。

2．あなたの年齢は、どれに該当しますか。



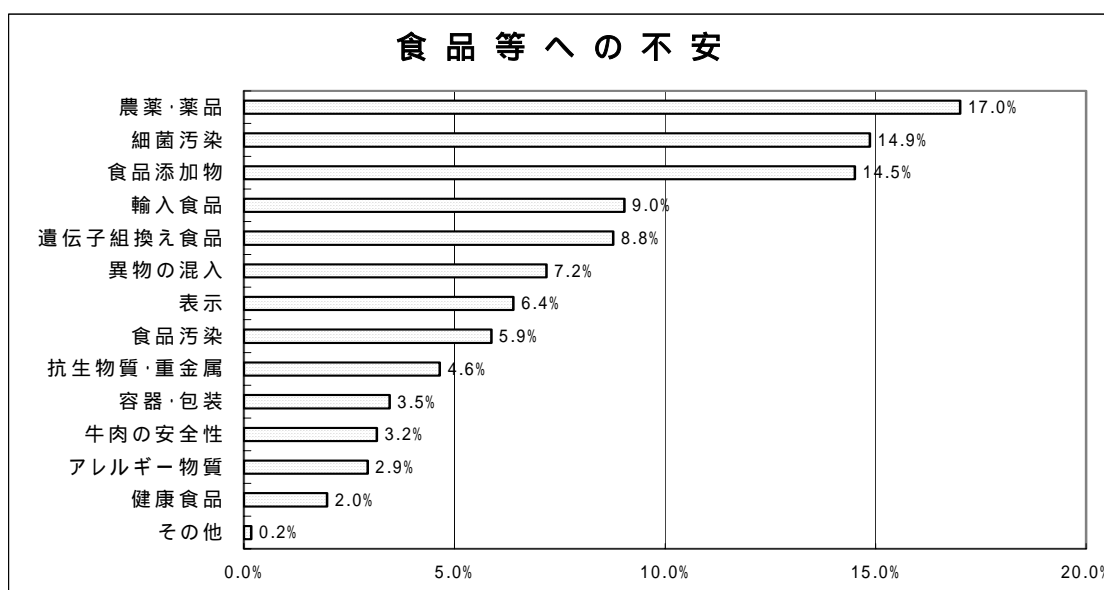
年齢に関しては、20代が5.1%と少ないものの他の各年齢層は10.1～18.7%と比較的均等にアンケートが実施されていた。

3．食品の安全性を確保するためには、食品の生産から消費までのうち、どの段階において、改善していくことが重要だと考えますか。次に掲げるもののうちから2つ以内で選んでください。



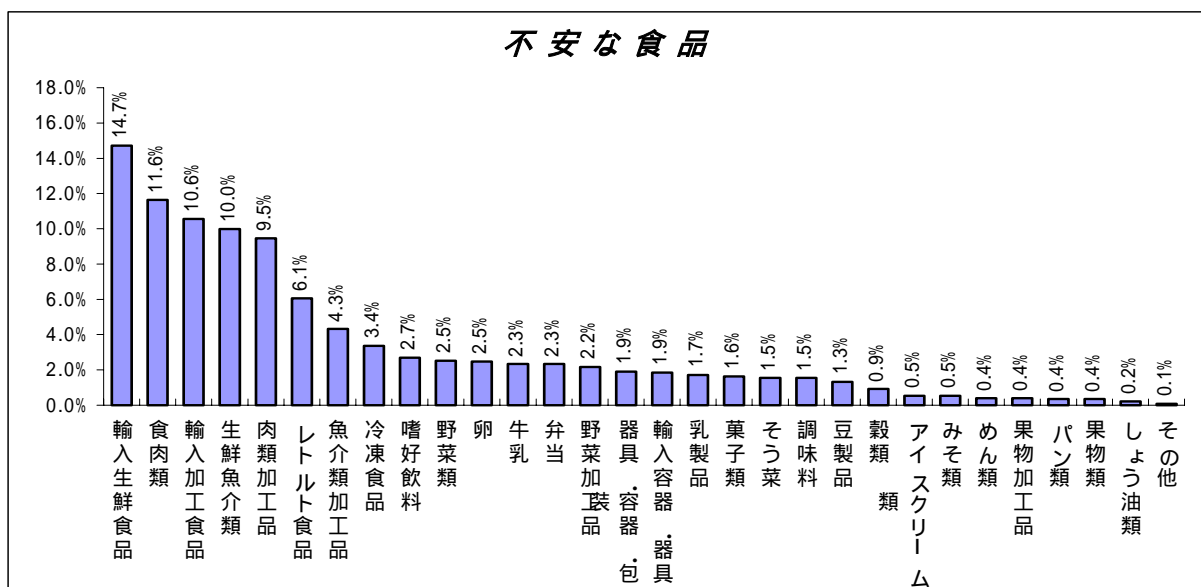
生産から消費までの各段階における食の安全に関し、「自然環境」及び「生産段階」(第一次産業)が重要であるとの意見が全体の66.6%を占め、環境及び農林水産分野での安全対策を重要視していた。次いで、「製造・加工段階」が16.5%、「家庭」が7.0%であった。「流通」及び「販売段階」は合わせ7.6%にとどまっていた。また、「外食段階」においては2.1%であった。

4. あなたが、食品、食器、容器包装について感じている不安(関心)を3つあげてください。



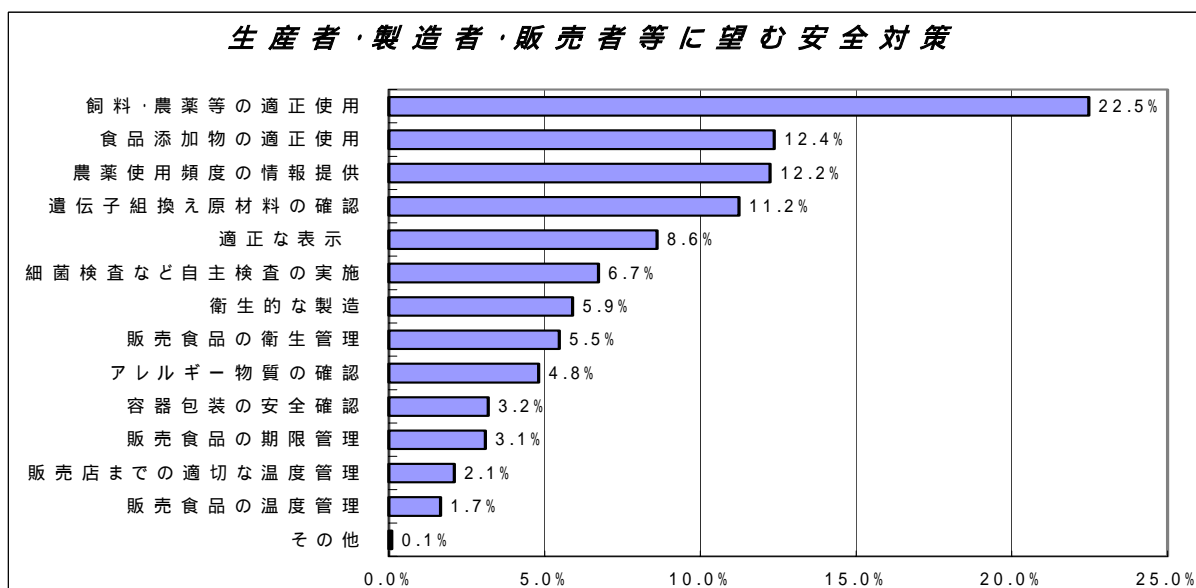
農薬・薬品の残留」(17.0%)が食品に対する一番の不安事項であり、次いで「食中毒など細菌汚染」14.9%、「食品添加物の安全性」14.5%、「輸入食品の安全性」9.0%となっていた。その他、5.0%を越えた越えた不安項目としては「遺伝子組換え食品の安全性」、「異物の混入」、「表示の信頼性」、「ダイオキシン等による食品汚染」が挙げられていた。近年話題をよんでいた「BSEに関連する牛肉の安全性」に関する不安は3.2%にとどまっていた。

5. あなたが不安を感じている食品を3つあげてください。



消不安な食品の第1位は「輸入生鮮食品」の14.7%、2位は「食肉類」の11.6%、3位は「輸入加工食品」の10.6%で、以下「生鮮魚介類」の10.0%、「肉類加工品」の9.5%と続いていた。また、輸入食品に対する不安が大きく4分の1以上の消費者が不安を感じていた。それに対し、伝統食品である「しょう油」、「みそ」、また、「めん類」、「パン類」、「果物類」に対して不安を抱いている消費者は0.5%以下であった。

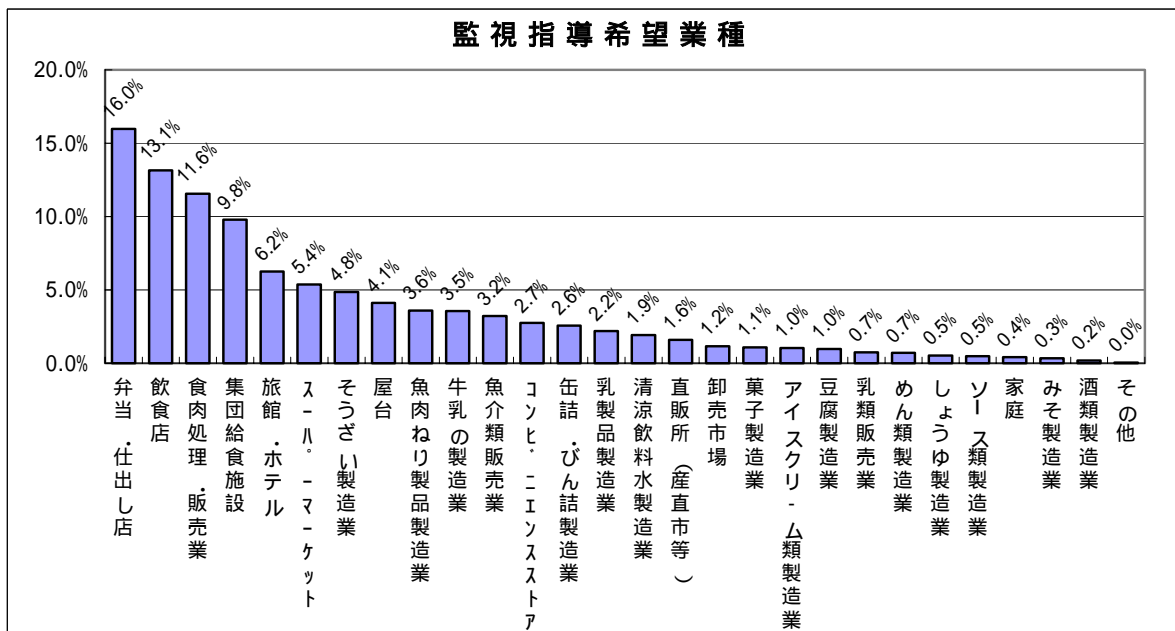
6. あなたが使用する（仕入れる）原材料等の生産者・製造業者・販売者に望む安全対策を3つあげてください。



生産・製造・販売者に望む安全対策のトップは「飼料・農薬などの適正な使用」の22.5%、次いで「食品添加物の適正使用」の12.4%、「農薬使用頻度の情報提供」12.2%、「遺伝子組換え原材料の確認」11.2%、「適正な表示」8.6%であり、生産・

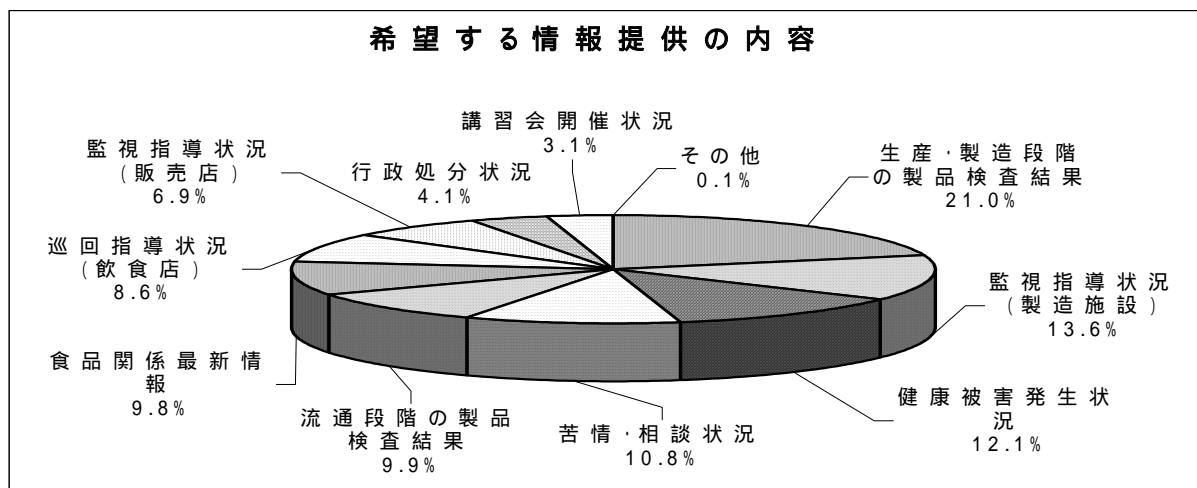
製造者に関するものが全体の9割弱を占め、製造以降の輸送者・販売者に安全対策を望むものは4項目で12.4%しかなかった。また、製造・加工段階における「衛生的な製造」を選んだ消費者は5.9%に留まっていた。

7. あなたが行政の監視指導を望む食品関係営業業種を3つあげてください。



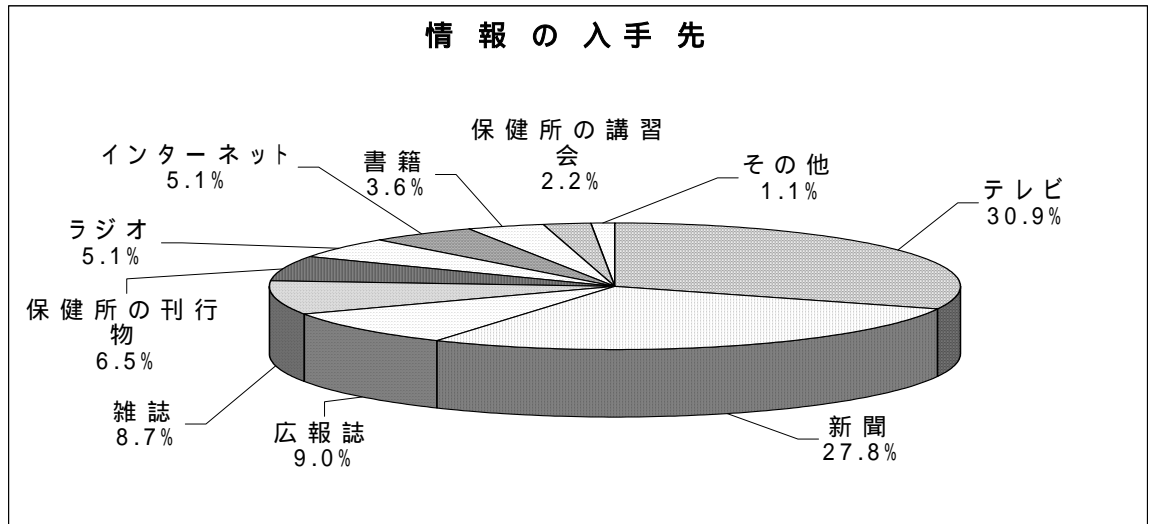
監視指導を希望する業種としては、順に「弁当・仕出し店」16.0%、「飲食店」13.1%、「食肉処理・販売業」11.6%、「集団給食施設」9.8%、「旅館・ホテル」6.2%となり、食品営業許可業種としては「飲食店営業」(弁当・仕出し店、飲食店、旅館・ホテル)が35.3%を占めていた。希望の少なかった業種としては「酒類製造業」、「みそ製造業」、「ソース製造業」、「しょう油製造業」で0.5%以下であった。「家庭」、「卸売市場」、「直販所(産直市等)」に対する監視指導の希望も少なく0.4、1.2、1.6%にとどまっていた。また、業種によって大きなばらつきが認められた。

8. あなたが行政に望む情報提供の内容を3つあげてください。



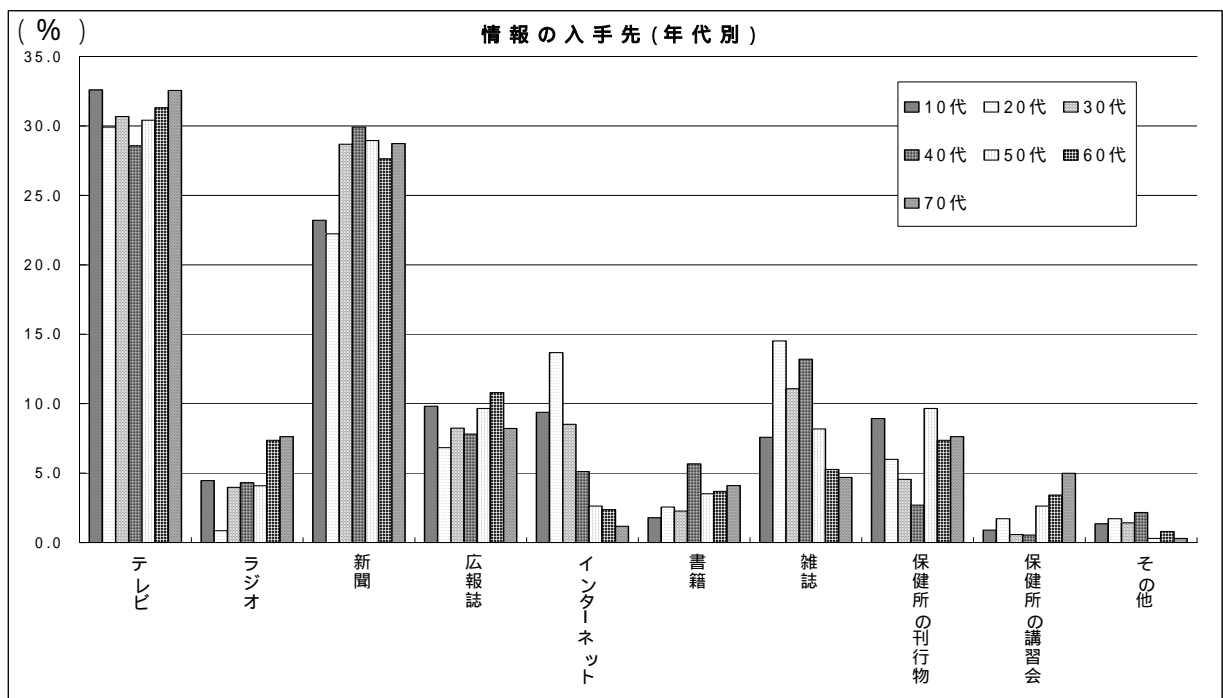
消費者が行政に望む情報提供の内容としては、「生産・製造段階における製品検査結果」が21.0%と最も多く、次いで「監視指導状況（製造施設）」13.6%、「健康被害発生状況」12.1%、「苦情・相談状況」10.8%であった。反対に最も低かったものが「講習会開催状況」の3.1%であり、次いで、「行政処分状況」が4.1%で低い値であった。また、業務別にみると製品検査関係が30.9%、監視指導関係が29.1%となり同程度の値を示していた。

9. あなたは、食品の安全に関する情報をどこから入手していますか。主なものを3つあげてください。



食品の安全に関する情報の入手先は「テレビ」、「新聞」が非常に多く6割程度を占めていた。次いで「広報誌」、「雑誌」、「保健所刊行物」と続いていたが、各々1割未満であり、最近の傾向である「インターネット」からは5.1%、「保健所の講習会」に至っては2.2%の消費者しか入手先としてあげていなかった。

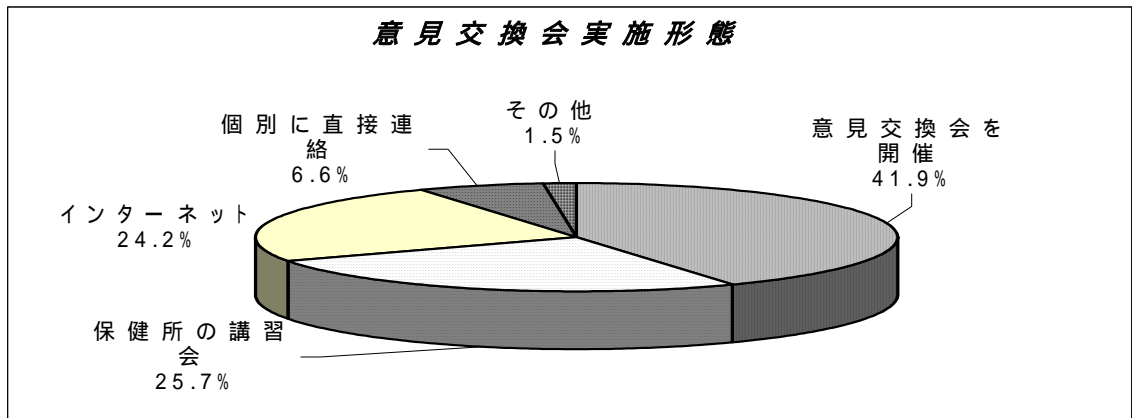
【年代別】



消費者全年代において情報入手先のトップ2つは「テレビ」、「新聞」であり、「インターネット」を除いた全体的な傾向はほぼ同様であった。「インターネット」による情報の入手に関しては20代をピークに年代が離れるごとに低下する傾向を示しており、50代以降では5.0%を大きく割り込んでいた。

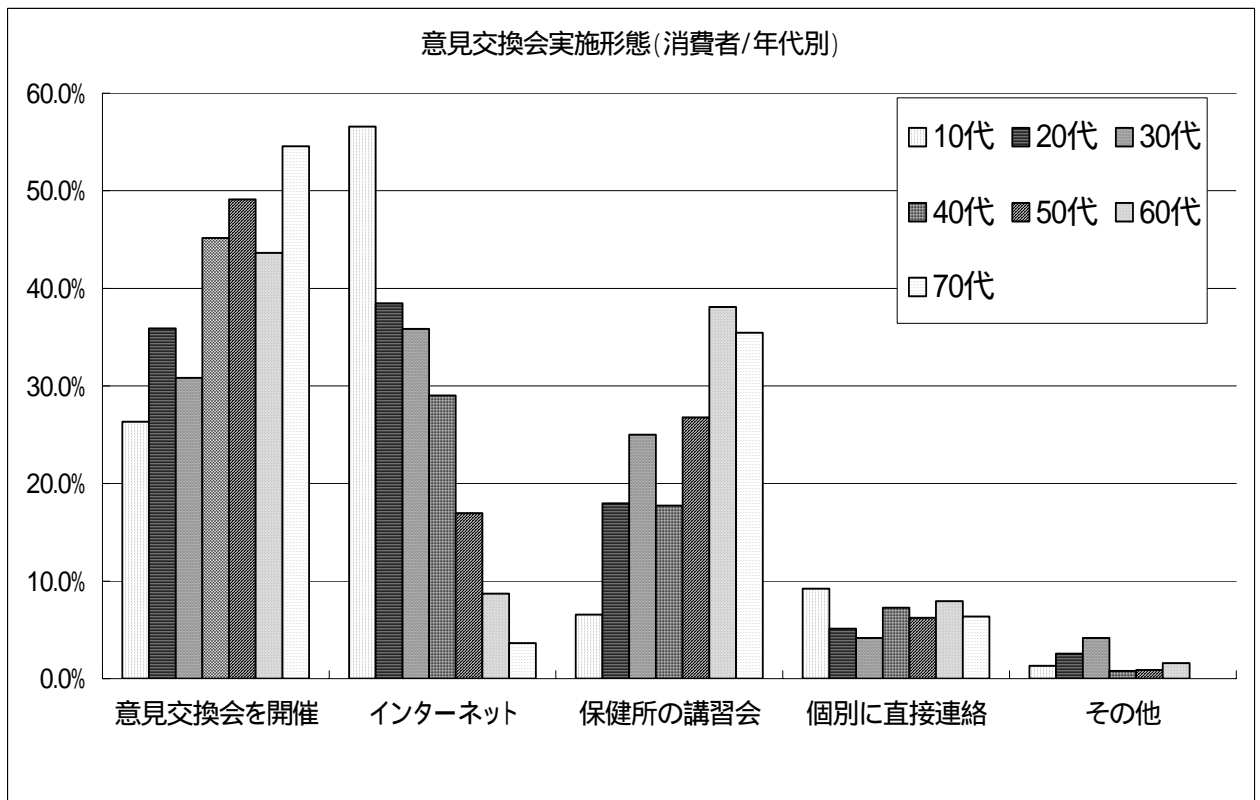
10. 今後、消費者（食品等事業者）と行政機関が意見交換を行う場合、こういった形での実施が良いと思われますか。主なものを1つあげてください。

【消費者】



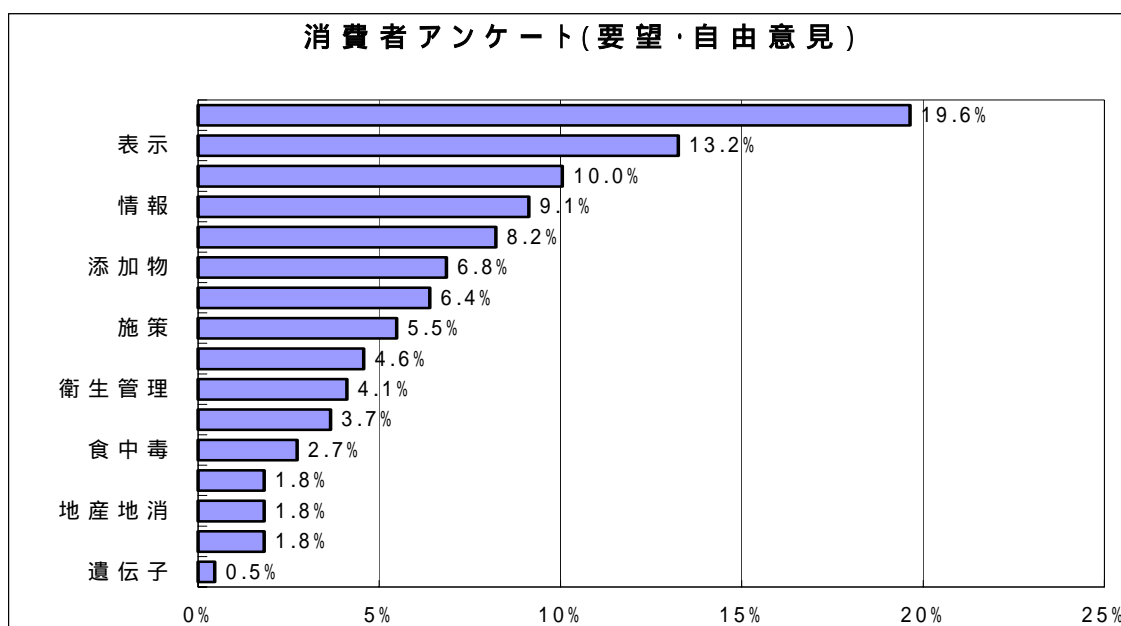
消費者と行政との意見交換の形態としては、「意見交換会を開催」して欲しいとの意見が41.9%と一番多く、「保健所講習会」の際に、また、「インターネット上」という意見はそれぞれ25.7%、24.2%であった。

【消費者（年代別）】



消費者における意見交換の実施方法に関し、年代間に著名な差が認められた。「インターネット」を第1位に上げているのは10代から30代までであり、40代では第2位、50・60代では第3位、70代では第4位と加齢に従って低くなる傾向が認められた。特に10代における「インターネット」による意見交換を希望する率は他年代と比較して極めて高く6割近くを占めていた。反対に「保健所の講習会」を行う際での実施は年齢が高くなるほど望む率が高くなる傾向が認められた。

11. 食品の安全に関する要望等をご自由にお書きください。(個別意見は別紙参照)
【消費者】



食の安全に関して158名の消費者より自由な意見を頂いた。内容は具体的なものから、激励、叱咤に至るまで幅広く多岐にわたっていた。それらの具体的内容を検討し、分類分けを実施した結果、上位5項目は「食の安全・安心」に関する意見が最も多く43件(19.6%)、次いで「表示」関係29件(13.2%)、「農薬」関係22件(10.0%)、「情報」公開・提供関係20件(9.1%)、「監視指導」関係18件(8.2%)となっていた。